

◆コンプライアンスこそがお客様に安心をお届けする証です◆

1.古物商標識 (国家公安委員会承認=業界唯一)

※許可番号と販売店名が記入(刻印)されます。



標識の仕様

- 材質: 真鍮
- サイズ: W380×H280mm
- 価格: 1枚 **9,800円** (税込・送料込)
- その他: 壁掛けタイプ



古物営業法 第12条 標識の掲示(抜粋)

古物商又は古物市場主は、それぞれ営業所又は古物市場ごとに公衆の見やすい場所に国家公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2.行商従業者証(中販連オークションメンバーカード)



※(上記カードは見本です)

カードの仕様

- 材質: 上質紙にラミネート加工
- サイズ: W85×H55mm
- ※詳しくは、所属県商工組合へお問い合わせください。

古物営業法 第11条 許可証等の携帯等(抜粋)

古物営業法で行商(オークションに参加)するときは、国家公安委員会規則で定める様式の「行商従業者証」の携帯が義務付けられています。
違反すると「10万円以下の罰金です。(古物営業法第35条)

中販連オークションメンバーカードは、
国家公安委員会の承認を受けた
「行商従業者証」です。

3.JU自動車リサイクル法登録事業者標識



●卓上にて使用した場合

※登録番号等と販売店名が記入(印刷)されます。
なお、1枚の標識に複数の登録番号を表示できます。



●壁掛けにて使用した場合

標識の仕様

- 材質: アクリルパネル
- サイズ: W240×H330mm
- 価格: 1枚 **3,806円** (税込)
(直送の場合送料別途**514円** (税込)がかかります。)
- その他: 壁掛け、卓上両方使用できます。

自動車リサイクル法 第50条 標識の掲示(抜粋)

引取業者は、その事業所ごとに公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号を記載した標識を掲げなければならない。
※フロン回収業者、解体業者も同様に掲示が必要です。

4.JU事業者憲章パネル(新)



●卓上にて使用した場合

※販売店名等は記入されません。



●壁掛けにて使用した場合

標識の仕様

- 材質: アクリルパネル
- サイズ: W240×H330mm
- 価格: 1枚 **2,880円** (税込)
(直送の場合送料別途**514円** (税込)がかかります。)
- その他: 壁掛け、卓上両方使用できます。

JUSHOPの倫理綱領である「中古車販売事業者憲章パネル」

国民に理解され、消費者に信頼され、社会に貢献できるJU中販連メンバーショップの倫理綱領である「中古車販売事業者憲章パネル」
今こそ憲章制定時の精神の再確認を!!